

マージン率等に係る情報提供について

株式会社エスイーシー

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和5年4月～令和6年3月

記

- 令和5年4月1日付 派遣労働者数 5 人
- 令和5年度 派遣先事業所数 1 件
- 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 28,000 円
- 令和5年度 派遣労働者の賃金の平均額 18,000 円
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で徐して得た割合 35.7 %
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口

株式会社エスイーシー

TEL 045-750-0171

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの 平均実施時間
新規採用者訓練	未経験の新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	4時間
スキルアップ訓練	1年以上の雇用見込み者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
スキルアップ訓練	2年目の派遣労働者	OJT	弊社	無償	有給	8時間
スキルアップ訓練	3年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
スキルアップ訓練	4年目以後の派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和6年3月31日）

・協定労働者の範囲（その他の技術者）

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項